

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～ 玉掛け作業を必要な資格を持たないものに行わせた疑い～

江南労働基準監督署（署長 武聡太）は、令和 8 年 8 月 13 日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁一宮支部に書類送検した。

記

### 1．被疑者

株式会社ミズノマシナリーほか 1 名

（所在地：愛知県丹羽郡大口町 事業内容：機械器具製造業）

### 2．被疑条文

労働安全衛生法第 61 条第 1 項（就業制限）

労働安全衛生法施行令第 20 条第 16 号（就業制限にかかる業務）

クレーン等安全規則第 221 条（就業制限）

労働安全衛生法第 119 条第 1 号（罰則）

労働安全衛生法第 122 条（両罰規定）

### 3．被疑内容

令和 8 年 5 月 7 日、株式会社ミズノマシナリーの工場において、同社の労働者が法定の資格を有しないのに、玉掛け作業を行わせた疑い。

### 4．参考事項

#### （１） 玉掛け作業について

玉掛け作業は、クレーンで荷を移動させる前後に行われる作業で、つり具を用いて行う荷かけおよび荷はずしの業務であり、ワイヤーロープや布製のベルトを使用して行うことが多い。荷の重心を見てつり具をかける位置を変更するなど技術、知識が必要で、重量物を取り扱う機会が多く危険性の高い作業であり、災害が発生した場合には、身体に障害を残す可能性が高い。その為、労働安全衛生法では、使用するクレーンの能力に応じて必要な技能を習得したものでなければ玉掛けの業務に就くことはできないこととされている。

#### （２） 労働災害の発生状況等について

愛知労働局管内において、クレーンによる労働災害は、令和 7 年 69 件（内死亡災害 1 件） 令和 6 年 40 件（死亡災害 0 件）であった。

当署では、重大な結果をもたらす災害の原因となる法違反については、厳正に処分する等、今後とも一層の取組みの強化を図っていくこととしている。

## 5. 関係法条文

### 労働安全衛生法

#### 第 61 条（就業制限）

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

#### 第 119 条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、・・・(中略)・・・第 61 条第 1 項、・・・(中略)・・・の規定に違反したとき。  
(以下略)

#### 第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### 労働安全衛生法施行令

#### 第 20 条（就業制限に係る業務）

法第 61 条第 1 項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

(略)

- 十六 制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

### クレーン等安全規則

#### 第 221 条（就業制限）

事業者は、令第 20 条第 16 号に掲げる業務（制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務を除く。）については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 一 玉掛け技能講習を修了した者
- 二 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「能開法規則」という。）別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者
- 三 その他厚生労働大臣が定める者